

「住宅用火災警報器設置・維持管理対策協力事業所」募集要項

「住宅用火災警報器設置維持・維持管理対策協力事業」は、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、住宅用火災警報器を取り扱う事業所の皆様に「設置・維持管理対策協力事業所」として登録していただき、普及を促進させるための取り組みとともに維持管理や交換の周知を消防組合と連携して行っていただくことにより、地域住民の安全安心な生活の実現を目指す取り組みです。

1 登録要件

「設置・維持管理対策協力事業所」の登録には、次の全てに該当していることが必要となります。

- (1) 川越地区消防組合管内（川越市・川島町）に事業所や販売店がある。
- (2) 住宅用火災警報器に関して、国の定める規格に適合した機器（検定合格品）のうち、川越地区消防組合が推奨する機能（煙式・電池寿命10年・音声警報）を有する機器を販売している。

2 登録方法

- (1) 「設置・維持管理対策協力事業所登録申込書」に必要事項を記入のうえ、消防局予防課まで、Eメール、FAXまたは郵送でお送りください。なお、ご持参でも構いません。
- (2) お申し込みの内容を確認後、標章を交付させていただきます。

3 協力内容

登録のお申し込みの際しましては、次の協力事業への対応の可否について選択をしていただきます。

(1) 情報掲載

住宅用火災警報器の取扱店として、当消防局ホームページへの貴事業所情報（名称、所在地、電話、FAX、メール）の掲載が可能であることが必要です。

また、情報を一覧にまとめ、消防署の窓口、街頭広報、自治会等への働きかけなどの場面で、住民の方々への配布も見込んでいます。

(2) 共同購入対応

- ① 消防組合が推奨する機能を有する住宅用火災警報器について、地域や団体での共同購入に際し、見積書の送付、販売、設置、集金等の相談に応じられることが必要です。
(納品は申し込み1件につき1か所とし、商品代金は配送時に一括払いとします。)
- ② 自治会からの相談が多い次の内容に応じられることが必要です。

注文・申込みは自治会で取りまとめるが、戸別の住宅へ配送し、集金をお願いしたい。

この場合、事業所が自ら集金・配送をしていただいても、宅配便の代金引換配送等を利用し対応していただいても構いません。

(3) 取り付け

購入した警報器を取り付けていただきます。

一戸建ての場合は1住宅ごと、集合住宅の場合は1住戸ごととします。

(4) 広報ステッカー（マグネット式）の貼り付け

貴事業所が所有する営業用の車両で、広報ステッカー（下記参照）の貼り付けが可能であることが必要です。

なお、ステッカーに関わるトラブル（脱落等）に消防組合は関与できませんので予めご了承ください。

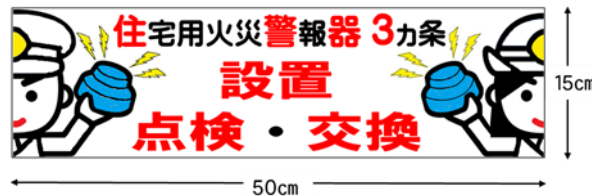
※上記（1）の『情報掲載』事業への参加を条件とさせていただきます。

※ステッカーの配布数は、一の事業所につき1枚とさせていただきます。

※予算の都合上、参加多数の場合はご希望に添えない場合がございます。

※後日、ステッカー貼り付け写真の送付をお願いする場合がございます。

（広報ステッカーイメージ）



4 その他

(1) 購入希望者からの問い合わせ等へ誠実に対応をお願いいたします。

なお、トラブルが発生しても、消防組合は関与できませんので予めご了承ください。

(2) 実施期間は、2024年6月1日から2027年5月31日までの3年間とさせていただきます。

(3) 実施期間終了後の広報ステッカーの返却は必要ございません。

お問い合わせ先／登録申請書送付先

【名 称】川越地区消防局 予防課 査察指導担当

【郵便番号】350-0823

【住 所】川越市神明町48番地4

【電 話】049-222-0744

【F A X】049-226-7291

【E メール】yobou@119kawagoechiku.jp